



高知県北川村役場
広報

またがわ

6

No. 562

Jun 2013



5月17日 カレーパーティ

Contents

学校通信 ②

イースターエッグ (アンジェラ) ③

議会だより ⑤～⑨

中岡慎太郎先生顕彰会だより ⑩

職員の給与の公表 ⑫～⑮

保健だより ⑰

保育園 PHOTO通信 ⑳

北川村の人口・世帯数

平成25年4月30日現在 () は前月比

人 口	1,421人 (－7)
男	660人 (－5)
女	761人 (－2)
世帯数	648戸 (－4)
昨年同期の総人口	1,432人 世帯数652戸



1 起震車体験

5月13日(月)

小学校

学校通信

School communication



中学校

2 2年生修学旅行

4月14日(日)~16日(火)



大雨による川の増水にご注意！

- 今年も間もなく、梅雨入り・前線の通過・台風を迎える時期となり、奈半利川上流域でも集中豪雨が頻繁に発生し川が増水します。
- 下流域が晴れていても、上流域での集中豪雨により急激な増水が下流域で発生することがあります。
- 反対に上流域で雨が降らなくとも下流域の雨だけで川が増水することもあります。

上流域で増水した時のダムの運用

- 上流域で大雨が降った場合、魚梁瀬ダム・久木ダム・平鍋ダムには大量の水が流れ込み、この増水をダムから流すことがあります。
- ダムから流し始めるときは、ダム下流の皆さんにサイレン局の放送とサイレンでお知らせします。その際、下流に向け順にパトロールも行っています。

流域の皆さんへのお知らせの方法

- 増水によるダムからの水が到達する時：
スピーカー放送とサイレン

- 増水によるダムからの水は徐々に下流へ到達しますが、水が到達する前にサイレン局のスピーカーで放送した後、引き続きサイレンを2回鳴らしてお知らせします(右図)。

スピーカー放送

サイレン(60秒) → 休止(30秒) → サイレン(60秒)

- 増水によるダムからの水が続いている期間：回転灯と電光板
- ダムから増水を流している間はサイレン局の回転灯が回り続け、電光板でも表示します。終了した際は、回転灯・電光板を停止します。

※日常の発電使用水量などのお問い合わせは「電源開発テレホンサービス」にお電話ください。

☎0120-780328 (フリーダイヤル)

ナハリノミズハ?

または ☎38-2525

電源開発株式会社高知電力所 ☎38-4003



国際交流員 アンジェラ・チェン

2013年 Happy Easter アートコンテスト



イースターとは復活祭ともいいますが、キリスト教では最も重要な祭典の一つだと思います。十字架にかけられて死んだイエス・キリストが3日目に復活したことを記念するお祭りです。イースターの日は「春分の日の後の最初の満月から数えて最初の日曜日」と毎年変わる移動祝日です。日本のゴールデン・ウィークのようなもので、2013年のイースター・ホリデーは3月31日の日曜日から4日間で、家族で旅行に出かけたり、友達とのんびりしたりして過ごす休日でもあります。

イースター前後によく目にするイースターエッグやウサギの形をしたチョコレートにもちゃんとした意味が込められています。新しい命の誕生、自ら殻を打ち破って誕生するタマゴや、一度にたくさんの子どもを産むウサギはどちらもイースターの象徴として使われているものです。チョコレートをお互いに配り合い、イエス・キリストの復活を祝うことも、イースター・ホリデーの楽しみの一つなのです。

今回のイースター・アートコンテストに参加してくれたすべての北川村の子どもたちに感謝いたします。子どもたちの塗り絵はカラフルでとても個性的で、イースターの象徴である生命や復活がよくあらわれていて、心から楽しめる作品ばかりでした。中でも特に素敵な作品だった子どもたちには、チョコレートとオーストラリアのグッズを特別賞としてプレゼント。また、参加してくれた子どもたち全員に、参加賞としてイースターしおりを用意しました。

来年もぜひ参加してください!!



お知らせ

人権擁護委員制度を ご存じですか

6月1日は人権擁護委員法が 施行された日です。

「人権」とは、「人が幸せに生活するために必要な権利」です。

人権擁護委員は、地域住民の皆さんが、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったり、法務局や市役所などの公共施設、デパート等において、家庭や職場、地域社会などにおいての差別・セクハラ・DV・いじめ等における人権問題に関するあらゆる相談を受けています。一人で悩まずお気軽に法務局または人権擁護委員にご相談ください。無料・秘密厳守で相談に応じます。なお、現在、高知県内では約180人の人権擁護委員が、各地域で活動しています。

平成25年6月1日の「人権擁護委員の日」に合わせて、県内各地域で「全国一斉特設人権相談所」を開設します。お問い合わせは、最寄りの人権擁護委員または法務局まで、お尋ねください。

北川村の人権擁護委員は、次の方々です。
西岡 和さん・阿部 康彦さん

私は守ります。電波のルール

電波利用環境保護周知啓発強化期間 6月1日～10日

暮らしに大切な電波。電波利用環境を不法な電波から守りましょう。

電波の利用には、原則、免許が必要です。

お問い合わせ先 総務省 四国総合通信局
☎ 089 - 936 - 5055

各事業所へ県からのお願い

高知県では、産業振興計画の推進により、雇用の場の拡大に全力で取り組んでいます。

一人でも多くの若者が地元で働くため、来春の新規高等学校卒業予定者の積極的な採用と、ハローワークへの求人者の早期提出(6月20日から受付開始)をお願いします。

お問い合わせ先 高知県雇用労働政策課
☎ 088 - 823 - 9766

平成 25 年度

予算総額は 21 億 943 万 4 千円

平成 25 年度各会計当初予算額

会 計 名	予 算 額	前 年 度 較 比
一 般 会 計	17億8,626万 8 千円	6.9%増
代替輸送特別会計	2,005万円	9.7%減
国民健康保険特別会計	2 億5,877万 2 千円	7.6%減
簡易水道特別会計	1,560万 2 千円	10.4%減
後期高齢者医療特別会計	2,874万 2 千円	0.3%減
合 計	21億 943万 4 千円	4.3%増

平成 25 年 3 月議会が、3 月 11 日から 13 日までの 3 日間開かれました。この会期中に平成 25 年度の一般会計、特別会計を合わせて 21 億 943 万 4 千円の予算が提案され、慎重に審議した結果、全て原案通り可決成立しました。

一般会計総予算 17 億 8,626 万 8 千円のうち、皆さんから納付していただく村税は 1 億 9,392 万 4 千円で、これを 3 月 31 日現在の人口（1、425 人）で割ると一人当たりの負担額は 13 万 6,087 円となります。

また、村民一人当たりを使う費用は 125 万 3,521 円となります。

一般会計の主な事業（17 億 8,626 万 8 千円）

企画・統計 13.6%	地籍調査費 1 億4,484万円	産業振興推進 ふるさと雇用 事業 4,501万円	電源立地地域 対策交付金事 業 1,310万円	情報通信基盤 事業 2,996万円		
商工・観光 1.5%	商工会補助金 139万円	モネの庭維持 費等 1,073万円	観光協会補助 金 352万円	小島キャンプ 場設計 430万円		
消 防 3.7%	中芸広域連合 負担金 4,380万円	危険箇所調査 600万円	防災対策工事 600万円	村単住宅耐震 改修等補助金 600万円	家具転倒防止 等対策事業 55万円	
教 育 17.1%	スクールバス 運行費 390万円	奨学資金貸付 540万円	学力向上非常 勤講師派遣事 業 1,209万円	中岡慎太郎館 運営事業 1,451万円	小中学校特別 教室等新築工 事 1 億3,253万円	村民体育館解 体工事 2,897万円
建 設 8.0%	村営住宅建設 工事 1 億374万円	村営住宅地盤 調査 353万円	村営住宅耐震 設計 126万円	県営事業県道 改良工事負担 金 249万円		
農林業 6.4%	高性能林業機 械等整備事業 補助金 2,440万円	農業基盤施設 整備工事 800万円 農産物輸出事 業 116万円	緊急間伐総合 支援事業 651万円	林道島日浦線 新設工事負担 金 720万円	奈半利川あゆ を守る森整備 負担金 1,102万円	鳥獣被害緊急 対策事業 610万円
健康・福祉 23.5%	北川村あった かふれあいセ ンター整備促 進事業 1,526万円	児童医療費 324万円 後期高齢者医 療負担金 3,497万円	児童手当 1,701万円 中芸広域連合 負担金（ねん りんピック） 463万円	ごみ・し尿処理 費 6,860万円 中芸広域連合 負担金（介護） 3,592万円	中芸広域連合 負担金（火葬 場） 228万円 保育所運営費 6,409万円	中芸広域連合 負担金（保健 福祉） 3,232万円
その他 26.2%	借入金返済 1 億4,509万円	議会費 4,263万円	選挙費 366万円	戸籍住民基本 台帳費 1,049万円		

議会だより

発行責任者

議長 浜渦 康雄

平成25年・

3月議会定例会

平成25年3月議会定例会は、3月11日に開会し、予算議案では、一般会計補正予算及び特別会計補正予算計6件、条例改正16件、一般会計当初予算及び特別会計当初予算5件、規約の変更等2件を含め合計29件の議案が審議されました。13日には、一般質問を2氏が行い閉会しました。

行政報告：



大寺村長

まず、先週6日の新聞に掲載されておりましたが、交付税削減が閣議決定されました。これは、防災事業等に充当するという理由で国家公務員の給与を引き下げたことに伴い、地方公務員の給与を引き下げ、防災事業等と同様に給与を引き下げ、防災事業等へ充当すべきと講じられたものです。高知県の動向に合わせ、村としても対処しなければならぬと考えております。昨年、県が地域説明会を行った地域高

規格道路の整備促進については、国の補助事業として施工する北川道路につきまして、県が早期の事業化に向け準備を進めており、前向きな動きが見えてきております。

一方、国の直轄事業化を目指している四郎ヶ野峠を越える東洋北川道路は、事業化に向けた手続きの一つである、計画段階評価の早期実施を求めて国に働きかけてきているところです。

地域高規格道路は通行止めや落石などの心配のない、安全で安心な道であり、中北部の利便性を飛躍的に向上させるものでありますので、少しでも早い事業化に向け、隣接する町村とも協力しながら精力的に取り組んでまいります。

また、南海地震対策として、地区から要望のありました海抜表示については、議員各位におかれましても既に目についているかと存じますが、野友から長山地区の道路沿いの電柱等19カ所へ表示を行っております。

災害対策拠点となる役場へ自家発電機の設定についても整備が完了し、停電時における施設の機能強化を図っております。

災害時などに対応すべく、本年度、整備を進めてきました援護者台帳の整備については、対象者の抽出を終え、登録を申請された方から順次、台帳への登録作業に取りかかりました。

次に、集落維持に関する取り組みにつきましましては、既に高知県が集落活動センター推進事業として取り組み始め、国も県同様で過疎集落等自立再生緊急対策事業などを立ち上げております。本村においては、どのように取り組むべきか、対象モデル地域をどうするのかなど地域企

画支援員の協力を得て、県が実施したアンケートをさらに掘り下げた聞き取りを行い、温泉・加工グループ・防災拠点などを考慮し、和田・小島・平鍋の3地区（中部地区）を対象として進めていくことを決め、「地域づくりについての意見交換会」を開始しました。

今議会終了後の15日に3回目の会を催す予定ですが、これまでに出席された、観光・農業・生活といった大きな分野の地域の方々の意見を、より具体的に、集約できるようにしたいと考えています。地域が存続するために、地域に住まわれている方々が主役となり、活動していただけるような取り組みを村は支援し、今後もできるだけ会を重ね、秋ごろをめどに一定のプランが策定できるよう取り組んでまいります。

このほか主要な事項について報告いたします。

■保健福祉関係について

高齢者福祉政策の重点施策として取り組んでいる、あつたかふれあいセンター事業は、平成24年度の参加実人数が昨年度の120人から138人と着実に増加しており、今後も介護予防活動の推進に向けて未参加者への勧奨や活動内容の充実に取り組んでいきます。

国保関係は、特定健診の受診率が2月現在42・07%となっております。本年から取り組んでいます健診後の保健指導は、面談等による指導17件、服薬に関する情報提供35件、健康に関する情報提供78件となっております。新年度におきましても、健診と保健指導に重点を置き、住民の健康確保と医療費抑制を目標に、さらなる取り組みを進めていきます。

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
26・7%	28・7%	39・5%	41・8%

※参考（特定健診率の推移）

■環境衛生関係について

昨年度から各地区に設置しておりますゴミ集積箱は、3月末には本年度要望箇所8カ所全ての設置が完了する見込みです。

一昨年に各地区から要望をとり、整備を進めてまいりましたこのゴミ集積箱について使い勝手がよく各地区から追加要望が絶えません。また、カラス等の被害防止にもなっており、地区の環境衛生の保全を推進するため、今後も地区からの要望に応え、整備利用の促進を図ってまいります。

■第1次産業の振興

ゆずの質・量ともに高い産地づくりを目指して策定した第2次ゆず振興ビジョンでは、青果出荷農家を5人増やし、青果出荷を200トンに増やすことや新植・改植の推進、耕作放棄地の解消などを目標に、取り組んでまいりました。

しかしながら、高齢化や後継者不足などから青果出荷農家は10戸減少し、青果出荷量も70トンほどにとどまるなど、その目標達成には至りませんでした。

このため、平成25年度からは、第2次ビジョンの検証を踏まえ、新たに策定した第3次振興ビジョンに基づき、優良母樹の選定をはじめ本村の基幹産業であるゆずの振興に農業振興センター、JA土佐あき及び同柚子部北川支部とともに取り組むこととしております。

また、このゆず振興ビジョンの改定内容を説明するとともに、ゆずによる所得向上をテーマとし、ゆず農家との意見交換を行うため、2月12日～22日にかけて村内6カ所においてゆず地域座談会を開催しました。

この会では、ゆず果汁の販売価格が低迷するなか、少しでもゆずによる所得向上を目指すために、酢玉出荷から皮玉出荷へ、皮玉出荷から青果出荷へとランクアップしていく呼びかけを行い、それに

対する様々な意見をいただきましたが、なかでも、ゆず農家の高齢化と後継者不足は切実な課題として再認識させられたところです。

手入れの行き届いた優良な園地を優良な状態で次世代に引き継ぎ、産地としての質・量を保つことは、村の目指す、ゆずの振興のためには避けては通れない課題でありますので、今後、行政として支援できるシステムづくりなどを検討してまいりたいと考えています。

■観光の振興

春の行楽シーズンに先駆け、中芸地域の見どころや特産品を広く知っていたことと、1月26・27日に高知市の中央公園で、中芸観光協議会が中心となった中芸観光スペシャルキャンペーン「ぼげな祭」が開催され、本村からも「モネの庭」や「ゆず王国」などがブースを構え、村のPRに努めました。

当日は厳しい寒さとなりましたが、両日合わせて約5,700人の来場者があり、森林鉄道の体験乗車などを通じて、中芸地区への観光の動機付けに寄与したものと考えております。

また、3月3日には観光協会主催で「モネの庭を会場として、「観光ひろき」を開催いたしました。当日は好天にも恵まれた結果、昨年を大幅に上回る2,100人余りの来園者を迎えることができました。来園者の方々のなかには、中岡慎太郎館や、北川村温泉に足を延ばされた方も多く、村の観光振興に大きく寄与したものと思います。開催にあたりご協力いただいた多くの関係者の方に感謝申し上げますとともに、来年度も盛大に開催できますよう、観光協会とともに改良、改善を進めていきたいと考えています。

■学校関係

老朽化が進む北川村立村民体育館の改修につきましては、社会教育・学校関係

者等とも検討・調整を行った結果、社会体育施設としての役目は中学校体育館へ移行しており、同体育館を解体することとし、その跡地に学校施設を新築する計画で進んでおります。既存の教室や体育館など小中学校が共同利用できる施設は、そのまま活用し、新たな施設は、技術科室、多目的室やトイレなどを有する内容で鉄骨平屋建て延床面積48㎡の設計となっています。

既に、既存体育館の財産処分手続きは完了しており、新年度5月から7月に掛けて解体工事を行い、8月から新築工事に着手、翌年2月の完成を目指しております。

工事期間中は児童生徒の安全対策を第一に考えてまいります。地域住民の方々をはじめ関係者にはご迷惑をお掛けすることと思いますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、昨今テレビや新聞などでよく取り上げられております「体罰問題」についてですが、文部科学省は、全国の国公私立の各学校へ児童生徒に対する体罰の実態調査を行うことを決定しました。これを受け、高知県より県内公立学校における体罰の実態を把握し、体罰の根絶はもとより、教員と児童生徒、保護者の信頼関係の一層の構築につなげていくため「体罰に係る実態把握について」統一調査の依頼があり、本村では、2月26日から調査の対象となっている小中学校の児童生徒、保護者、教職員へのアンケート調査を実施し、その内容を現在精査中です。

■社会教育関係

「第3回中岡慎太郎向学の道マラソン大会」につきましては、これまでに2回の実行委員会を開催しており、北川村のPRと村民の結びつき・つながりを育む大会として、500人のランナーを迎え、ハーフマラソンコースをはじめとする3コースで開催するなどの大会骨子を取りまとめっており、2月26日からインター

ネット上でランナーの募集も開始しております。

先月第1回高知龍馬マラソンが開催され、各種報道において、大会の成功とボランティアの活躍が紹介されておりました。参加ランナーはもちろんのこと、ボランティアの方々からも「参加して良かった」「元気をもらった」「また参加したい」などの声が多く聞かれておりました。本村の慎太郎マラソンも同様にランナーをはじめとする大会関係者全員が「参加して良かった」と思える大会にしたいと考えております。

今後の取り組みとしては、ボランティアの確保を中心に住民説明会の開催など地域全体で大会を盛り上げていくよう準備を進めてまいりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

■中岡慎太郎関係

本年度は、おもてなし事業として企画展などに取り組んでまいりましたが、入館者数は対前年同期比△28・8%の6,899人（2月末日現在）と厳しい状況であります。新年度は、中岡慎太郎館を中心に季節ごとの企画展や子ども歴史教室、脱藩の道ウォーキングなど工夫を行うことにより話題性の高い取り組みと情報発信を行い、中岡慎太郎先生顕彰会をはじめとする関係団体や地域住民の方々のご支援・ご協力により集客に努めてまいります。現在は、3月24日まで清岡道之助の書などを展示した「収蔵品展」を開催中ですので、ぜひ足をお運びいただきたいと思っております。

■広域連合関係

△消防・救急業務について▽

消防庁舎建設は、鉄筋コンクリート3階建て、地震、津波に対して十分な強度を持たせ、耐力壁と非耐力壁を明確に分離した構造とし、津波被災があった場合においても流された部分のみの再生することが

ことができる長寿命化の実現、防災拠点施設として緊急指令本部機能を維持できるように重要諸室を3階部分に設置する計画となっております。現在、基本設計部分の諸室ごとの配置や面積について検討委員会において協議しております。

消防業務であります。本年度2月末現在の管内における火災は1件（対前年同期7件の減少）となっております。これから春の火災が発生しやすい季節を迎えることから消防職員による広報車、防災行政無線等での防火の呼びかけや、各消防団による防火パレードを行い、火災予防の啓発に一層努めることとしております。

救急業務については、出動件数20件、搬送先の医療機関は、高知市や安芸市など管外医療機関への搬送が68・9%を占めております。

△介護保険▽

介護保険事業の運営状況は、11月末要介護（要支援、認定者数は836人、居宅サービス利用者数は420人、地域密着型サービス利用者数は78人、施設サービス利用者数は173人）となっております。

給付費の状況は、月平均108,314千円（対前年度同期比2・6%増）となっております。

また、地域包括支援センターが行っている予防給付のケアマネジメント業務については、11月末現在で要支援認定者は165人（うち介護予防支援計画作成件数82件）となっております。

△火葬場▽

火葬場の本年度利用につきましては、若干増加し2月末現在では246件（管内187件、管外59件）の火葬実績となっております。

△保健福祉▽

母子保健業務では、妊娠期の健康管理の支援の必要性、出産後の新生児期からの子育ての困難性を抱える母親が増加し、妊娠期からの支援が必要かつ大切と

なっているため、昨年10月から助産師、保健師、発達相談支援事業所がらうらんどチームでの支援体制を整えております。

また、全ての子どもが発達と子育てを保障していくための取り組みとして、教育・保健・福祉のそれぞれの関係機関との連携も図り、特に、困難事例とされてきた要保護児童とその家族に対しても効果的なチーム支援体制ができたことや、特別支援教育を要する就学前児童に対して就学への支援を行ったことにより、徐々に効果が表れております。

本年度の障害保健福祉業務では、当事者を含めた職場体験や地域づくりサポーター養成講座を実施し、特に20代の当事者同士で企画から販売までの体験実習に取り組んでおります。

来年度からは、就労体験の機会を継続的に与えるよう事業を計画し、一般就労に向けた活動の中芸地区の2相談支援事業所及び地域の事業所等との協働で推進してまいります。

健康増進業務につきましては、平成14年度から実施しておりました肝炎ウイルス検査を受検された方のうち陽性者全員への経過把握や受診勧奨による訪問は2月で終了し、今後台帳管理をしながら経過把握を定期的に行うこととしていきます。がん検診事業の受診状況は、前年度とほぼ同じ状況でした。

△広域観光▽

広域観光業務につきましては、中芸観光協議会の事業が予定どおり実施され、策定委員会を取り組まれてきました中芸観光ビジョンも完成し、現在配布中です。

また1月に行われた中芸観光開き『中芸観光スペシャルキャンペーン△△ばな祭▽』は無事盛況のうちに終了し、26日の前夜祭には約40人、27日の本祭には約5,000人の来場者があり、販売商品等もほとんどが売り切れとなりました。今後は事業効果を確認するため、ばな祭をきっかけに中芸地区に來訪いただいたお客様の人数を調査してまいります。

3月には、観光資源の磨き上げの一つとして、ガイド研修会を予定しています。

△高齢者福祉祭▽

高齢者福祉祭につきましては、本年10月の本大会開催に向け、準備を行っているところであります。

常任委員会では、補正予算と本大会の種目別開催要領などを検討し、3月末には総合プログラムの作成を予定しています。

現在、バウンドテニス交流大会に参加するチーム数及び選手数は、第2次来県意向調査集計結果によると50チーム・350人となっております。開催要領に記載した参加予定チーム数に比べ少ない状況でありますが、今後本大会の開催に向け、競技団体、県実行委員会とも連携を図り、広報・啓発を積極的に行い事業に取り組んでいくこととしております。

■中芸介護公社

財団法人中芸介護公社の法人変更手続きにつきましては、本年12月1日から新公益法人制度が施行されることから、11月30日までに公益もしくは一般財団法人に移行するための事務手続きの準備を進めております。

：一般質問：



岩垣 實男 議員

公衆トイレの設置について

問 公衆トイレの設置についてであります。

答 本村は全国に知られたモネの庭、また新しい源泉を取り入れた北川村温泉、そして中岡慎太郎生家があり、どこにも劣らない北川村であります。県内外から多くの観光客が訪れております。

本村の中心部に公衆トイレの設置をこのこととありますが、私が知る限り近隣の市町村の中で公衆トイレがないのは本村だけだと思います。どうか村民の思いでもありますので設置をお願いしたいが、村長のお考えをお聞かせ願います。

答 村長

日曜日、祝日、公共施設が開いてない時にも、そして平日でも一般の人が利用できる、こういったトイレをぜひ設置をしたいというふうに考えております。

鳥獣対策について

問 鳥獣対策についてであります。県内ではシカ、イノシシ、サルによる農林業被害や自然植生被害が、年々拡大し深刻な状態であり、高知県鳥獣対策によりまして昨年度は過去最高の被害額といわれております。本村においても現在には特にシカ、イノシシ、サルの被害が多くなるなかで、最近ではサルの被害が目立ち始めています。鳥獣被害は単に経済的な損失にとどまらず、耕作意欲の低下など精神的な被害をもたらします。1月16日に高知県鳥獣対策課より文書が来ておりましたが、その内容は狩猟免許をお持ちの皆様にはぜひとも狩猟者登録をしていただく捕獲に協力とありましたが、3カ月間の狩猟期間で登録費が大変な負担になり毎年登録できないのが現状であり、また北川村においても毎年狩猟から撤退しておるのが現状でありまして、本村は現在シカ捕獲報償金が出ておりますが、新たなイノシシ、サル捕獲報償金をお願いしておりますが、村長のお考えをお聞かせ願います。

答 村長

生産意欲が低下する、減退することは当然考えられることでありますので、ぜひともその鳥獣に対する行政としても、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。ところでそのサルの報償金の問題ですが、サルについては既に、先ほど議決をさせていただきました25年度当初予算において予算を計上しておりますので、駆除、猟友会の人には大変苦勞だと思いますが、そういう駆除にぜひともご協力をしていただきたいというふうに考えております。それともう一点イノシシの場合もこういう話もございました。イノシシの場合はこれも否定するものではありませんが、しかしながらこれは有害鳥獣とそれから狩猟鳥獣とふたつに区別したときに、狩猟鳥獣にイノシシの場合合はなる、そういうことからするともうちょっと検討させていただきたいと、考えております。



尾崎 一マ 議員

補助金交付団体及び指定管理施設の業務報告について

問 村から財政支援(補助金、事業補助)をしている団体が約60団体あり、そのうち約10団体が村内補助金交付団体である。交付規則第三条(事業計画と収支計算書)第六条(完成届収支計算書)の提出が義務付けられている。また第七条には必要ならば検査等の実施が付記されている。完成届提出時に担当者補助団体間でその事業の総括等の記録が文書として事業ファイル毎に保管されているか問う。

答 総務課長

完成届を受け取るだけで文書として残していません。現状は必要に応じて書類の検査、現地確認を行っています。

答 住民課長

当課の財政支援団体はほとんどが事業委託で文書による記録はありません。

答 産業建設課長

交付規則第三条、第六条の提出は受けているが全てにおいて検査等を実施していない。検査調査等の文書保管も同様です。

答 教育長

交付規則に従い関係書類は整理しているが、検査等における記録はなく口頭でやるにとどまっています。

問

補助金の本来趣旨は交付を受ける団体の活動、財政支援であり、そのことが村の活性化に寄与することである。厳格な事務執行は当然であるとともに交付申請時にはその団体ごとの固有の課題、目標等を明確にすることが必要である。しからば文書記録は必然である。組織マネージメントとは人に仕事が付くのではなく仕事に人が付くことである。組織の効率化を図り住民サービス向上が求められるなか必要書類を受け取るだけでなく文書記録を残すことが必要と考えるが村長の所見を問う。

答 村長

現状必要書類は漏れなく一定できていますが、事業記録は文書化せず口頭でやっています。全ての事業において記録に残すのは今の段階では無理で、やる必要もないと考えるが、多くはないが特殊事業などは記録として残すことが大切と考えます。

問

必要書類が全て漏れなく揃っていない現状と全ての団体ではなく約10ある村内団体を対象としていることを指摘した

上で質問を続ける。

この質問は事務執行ができていて、できていないを問うのではなく、補助金の趣旨、目的に合致した効果的運用と効率的组织マネージメントの遂行には交付規則第三条、六条、七条を確実に実施し記録として残すことが必要ではないかと問うている。続いて村の重要施設である指定管理物件（温泉、モネ、保健センター）では各々事務報告を義務付けているが報告があれば何らかのやり取りがあるはずで、その記録は文書保存されているか。

答 住民課長

協定書に基づき必要書類の提出時には協議はしているが文書記録はありません。

答 産業建設課長

モネ、温泉共に検査記録は残していません。

問

補助金団体及び指定管理物件は協定書や規則にないからやり取りは記録に残さなくてもよいのではなく、再三申し上げる主旨より取り組んでいただきたい。

答 村長

要項、規則のあるなしにかかわらず特殊な事業等は行政の発展のため必要であると考えます。それから指定管理物件は十分な業務報告、検査ができていないことは申し訳なく感じております。

この指定管理施設、特殊性のある補助金団体等には文書記録を残していきたいと思っています。

通学路の交通安全対策について

問

通学路に指定されている国道493号は道路幅が狭く、3〜4年前には児童が車と接触事故を起こしている。県道206号西谷田野線も多くの子どもが通学路として利用している。全国で通学時の子どもを

巻き込む痛ましい交通事故を受け教育委員会が中心となり通学路の危険箇所の「緊急合同点検」が実施されたが、村内のその結果と取り組みについて問う。

答 教育長

実施結果として村内6カ所を危険箇所としてピックアップしました。対策実施済と未実施がありますがモネの庭の上り口の交差点表示、国道493号から役場に入る所に飛び出し注意の看板設置が実施されています。その他カーブミラーの設置、転落防止柵の取り付けなどは予算計上のうえ随時設置していきたいと思っています。

：議案審議：

こうち人づくり広域連合規約の一部を変更する規約について

全員賛成（可決）

中芸広域連合規約の一部を変更する規約について

全員賛成（可決）

北川村教育振興基金条例の制定について

全員賛成（可決）

北川村水道法施行条例の制定について

全員賛成（可決）

北川村道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について

全員賛成（可決）

北川村における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基準を定める条例の制定について

全員賛成（可決）

北川村営住宅等の整備基準を定める条例の制定について

全員賛成（可決）

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について

全員賛成（可決）

北川村営土地改良事業費賦課金徴収条例の一部を改正する条例について

全員賛成（可決）

議会の議員その他非常勤の職員の仕事災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

全員賛成（可決）

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

全員賛成（可決）

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

全員賛成（可決）

北川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

全員賛成（可決）

北川村福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

全員賛成（可決）

北川村総合保健福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

全員賛成（可決）

北川村介護サービス事業特別会計設置条例を廃止する条例について

全員賛成（可決）

北川村介護サービス事業財政調整基金条例を廃止する条例について

全員賛成（可決）

平成24年度北川村一般会計補正予算（第7号）について

歳入歳出それぞれ、558、434千円を増額し、予算総額を、2、633、316千円とするものです。

全員賛成（可決）

平成24年度北川村代替輸送特別会計補正予算（第1号）について

歳入歳出それぞれ、2、883千円を減額し、予算総額を、19、332千円とするものです。

全員賛成（可決）

平成24年度北川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

歳入歳出それぞれ、47、088千円を減額し、予算総額を、233、528千円とするものです。

全員賛成（可決）

平成24年度北川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）について

歳入歳出それぞれ、1、300千円を

増額し、予算総額を、18、722千円とするものです。

全員賛成（可決）

平成24年度北川村介護サービス特別会計補正予算（第1号）について

歳入歳出それぞれ、15、238千円を増額し、予算総額を、18、671千円とするものです。

全員賛成（可決）

平成24年度北川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

歳入歳出それぞれ、115千円を減額し、予算総額を、28、878千円とするものです。

全員賛成（可決）

平成25年度北川村一般会計予算について

歳入歳出予算の総額を1、786、268千円とするものです。

全員賛成（可決）

平成25年度北川村代替輸送特別会計予算について

歳入歳出予算の総額を20、050千円とするものです。

全員賛成（可決）

平成25年度北川村国民健康保険特別会計予算について

歳入歳出予算の総額を258、772千円とするものです。

全員賛成（可決）

平成25年度北川村簡易水道特別会計予算について

歳入歳出予算の総額を15、602千

円とするものです。

全員賛成（可決）

平成25年度北川村後期高齢者特別会計予算について

歳入歳出予算の総額を28、742千円とするものです。

全員賛成（可決）

平成25年

第1回議会臨時会

平成25年第1回臨時議会は5月1日に開会し、報告承認議案3件を審議し、閉会しました。

：議案審議：

村税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告承認について

全員賛成（可決）

固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告承認について

全員賛成（可決）

北川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告承認について

全員賛成（可決）

：委員会報告：

ダム公害対策特別委員長

田中 昭榮

ダム公害対策特別委員会では、2月21日高知県庁に向き、高知県県議・浜田英宏氏同席のもと、高知県土木部長宛に文書にて要望書を提出いたしました。

要望書

- 1、小川より平鍋ダム直下へのパイパス放流をすること。
- 2、ダム堆砂については、平鍋ダム直下付近から処理すること。
- 3、ダム堆砂については、久木ダム直下付近から処理すること。

以上3点を要望し、事業化に向けてのお話もあるという、良い感触をいただき、帰村しました。





中岡慎太郎先生顕彰会だより



1. 日本で最初の伝記本『中岡慎太郎先生』著者：尾崎卓爾について

野川の生誕地近くに眠る尾崎卓爾



尾崎卓爾は、尾崎旦爾の4男として生まれました。

彼は、明治大学文科卒業後、徳島日々新聞社東京支局長を務めた新聞記者であり、田中光顕の資料提供や助言、兄旦の支援と自身の綿密な調査をして、大正15年11月26日に初版本「中岡慎太郎先生」を発行しました。

熱心な読者の要望を受け、平成22年1月に復刻版が発行され、約90年間、今も読み続けられています。

卓爾のエピソード1: 卓爾の息子の博雅氏によると、「卓爾は、旧制北川小学校入学後から死亡する3日前まで毎日日記を欠かさず書いていました。彼の葬式後に遺品を整理しましたが、日記帳や大切な資料類等は死亡直後に人に頼んで処分していました」とのことです。

エピソード2: 尾崎正氏によると、「卓爾は、『中岡慎太郎先生』出版後は、兄の出版社の営業の仕事を手伝っていましたが、なかなか味のある人情味ある愛すべき人物でした」とのことです。

卓爾は、昭和33年10月13日に享年66歳で亡くなりました。（尾崎 雅洋）

2. NHK「歴史秘話ヒストリア」と、龍馬・慎太郎暗殺

5月8日(水)、午後10時より、NHKで歴史秘話ヒストリア「龍馬暗殺のミステリー今夜、現場を徹底検証CG再現その時龍馬は暗殺犯の素顔とは」が放映されました。

暗殺実行犯は京都見廻組で、与頭佐々木只三郎は6人を人選し、計7人で龍馬・慎太郎を襲撃しました。

番組では、龍馬の部屋にあった「血が付いた掛け軸」の血が龍馬の血であろうという仮説から、襲撃犯の桂隼之助が居合い斬りの達人で、面会して切りつけたという内容でした。

しかし、本当にそうだろうか? 「掛け軸の血」を検査して本当に「龍馬の血」であるという証明は十分だろうか?

また、先客の慎太郎が龍馬と同席している部屋に、藤吉を切った直後の桂隼之助が気持ちも落ち着けて対面できたであろうか? 桂隼之助が対面したことは推測であって、はっきりした証明や記録はなかった。

遭難に遭った「中岡慎太郎」は、15日から2日間生きていたので、その間、慎太郎は襲撃の様子を駆けつけた「同志」に話している。慎太郎は、重傷を受けながらも精神は確かに刺客乱入の模様を語っている。

(伝記本P434から引用)「突然3、4人の男が2階へ駆け上がってきてモノも言わずに斬りかかったので、僕は田中光顕からもらった短刀で受けたが、何分切り込みが神速であつたのと、手元に刀がなかったため、不意をとった。龍馬は左の手で刀を鞘のまま取って受けたが、とうとう刀を敵にはらわれて頭を切られた。 …。」

この番組で「中岡慎太郎」側から見た資料を採用していたら、番組の内容はもっと深まっていたと思われる。



遭難の地・「京都近江屋」を訪れた顕彰会員

中岡慎太郎先生顕彰会事務局から

中岡慎太郎先生顕彰会事務局 ☎38-2413

1. 盛況だった「第175回生誕祭」

彼が生まれた4月13日(土)、中岡慎太郎先生顕彰会は、生家に祭壇を設けて、「第175回生誕祭」を行いました。

晴天に恵まれたこの日は、県内外から約100人が訪れ、彼の誕生を祝いました。

2. 活動方針を決定した「平成25年度定期総会」終了

4月20日(土)、午後1時30分より、柏木交流センターで、「平成25年度定期総会」を行いました。



生誕日に生家を訪れたお客様



「平成25年度定期総会」の会場



生家中庭、「抹茶体験」に訪れたお客様

総会では、平成24年度収支決算、平成25年度予算、活動方針と役員人事が承認されました。

また、この会で、慎太郎の妻の利岡家跡に石碑を建てること、中岡慎太郎先生の伝記作者として貢献した尾崎卓爾を顕彰することも決定しました。

3. 晴天に恵まれ、大好評だった「幕末村」

絶好のGW日和の5月5日(日)に、恒例の「幕末村」を生家と中岡慎太郎先生顕彰会事務所周辺で行いました。

生家中庭で「抹茶体験」、事務所周辺では、「赤飯」、「お茶」と「ボン菓子」販売を行いました。

この日のお客様は、約200人で、GW8日間の事務所への来店者は、480人でした。



モネの庭からのお知らせ

梅雨・雨の日のモネの庭の楽しみ方♪

モネの庭は雨の日はしっとり落ち着いた雰囲気です。
雨の日も睡蓮はいつでもどおりに開花します。

池には波紋が広がり、睡蓮の花は雨粒を受けて
一段と美しく見えます。

いつもとは雰囲気の違うモネの庭…
お気に入りの傘をさしてご散策ください。

モネの「花図鑑」～睡蓮の章～

6月1日～9月16日まで開催

“モネが描いた睡蓮”（赤・白・ピンク・黄など）
が池を彩っています。6月中旬頃には“モネが夢見
た睡蓮”（青い睡蓮）が咲き始めます。これからの
季節、色とりどりの睡蓮の競演をお楽しみください。
見頃の時間は10：00～13：00頃。午前中のご来
園をおすすめします。



♪6月見頃♪

温帯性睡蓮・熱帯性睡蓮（青は6月中旬
頃より）アガパンサス・ユリ・アジサイ・
ホリホック・ラパテラ・グラジオラス・
ガウラなどなど……

【お問い合わせ・ご予約】

北川村「モネの庭」マルモッタン
〒781-6441

高知県安芸郡北川村野友甲1100番地

☎0887-32-1233 ☎0887-32-1243

<http://www.kjmonet.jp/>

定休日：毎週火曜日



観光協会からのお知らせ

こんにちは。観光協会の松本です。今年のゴールデンウィークは、四万十町まで高速道路が開通した関係で、県西部地区に観光客が多く足を運ばれたようですが、それでも、北川村には「モネの庭」を中心に、多くのお客様が訪れてくださいました。観光協会では今年初めて「モネの庭」に観光案内スペースをいただき、建物の入り口で来園者をお迎えしました。

来園者は私のことを「モネの庭」の職員と思われ、建物に入る際にチケットを見せてくださる方がほとんどで、その際に「どこから見て回ったらいいですか」、「今はどんな花が見頃ですか」など、お声をかけてくださるのでコミュニケーションが取れてとてもいい機会となりました。県内のお客様も多いですが、愛媛県や徳島県、神戸からのお客様が多い印象でした。お天気も良かったので「ホントにいい所やねえ。気持ちがいいわ」というお声をたくさん聞かせていただくことができました。やっぱり、直接にお客様と接して、お声を聞かせてもらうことが一番大切なあと改めて実感です。

今後も機会があれば村内での観光案内を続けていきたいと思います。

短歌教室

曾孫の学童姿後より

ながめ小さく手を振りて見る

田村猪世子

見あぐ山緑モコモコかさなりて

社城 芳子

さわやか五月吹く風やさし

大寺 一子

春うららミニデイ揃ってモネの庭

チューリップ始め見ごとな花園

大西 豊

新人社の加藤美咲さん若々し

俺もあの歳ふり返り見る

浜渦美恵子

子供の日六甲山ケーブル賑やかに

ボタン桜のトンネルくぐる

飛崎 幸子

紫陽花は七色かえて庭に咲き

雨にうたれて頭をたれる

浜渦 静子

無意味にも伸びし枝などあるはずなし

どの枝剪らむ 柚子の剪定

ご冥福をお祈りします

氏名 年齢 地区 死亡月日

東山 考巨 83歳 野友東郷 3月12日
濱渦 秀雄 99歳 野友上 3月22日

北川村の給与・定員管理・福利厚生等について

1 総 括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 22年度の人件費率
23年度	1,433人	2,488,846千円	23,371千円	340,740千円	13.7%	10.8%

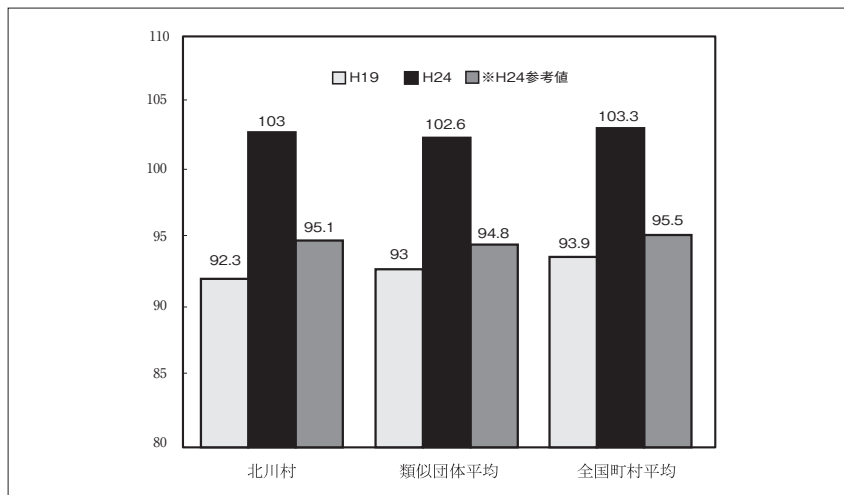
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B / A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	42人	123,134千円	13,831千円	40,275千円	177,240千円	4,220千円	5,448千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置がないとした場合の値である。

2 一般行政職給料表の状況(平成24年4月1日現在)

(単位: 円)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1 号給の給料月額	135,900	186,100	223,200	262,200	289,500	320,900
最高号給の給料月額	244,000	309,500	356,700	390,400	402,800	424,900

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(23年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
北川村	37.7歳	278,100円	314,296円	294,060円
高知県	43.6歳	333,660円	392,816円	354,227円
国	42.8歳	329,917円 (304,944)円	— 円	401,789円 (372,906)円
類似団体	42.3歳	310,750円	349,009円	340,152円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況 (24年4月1日現在)

区 分		北川村	高知県	国
一般行政職	大 学 卒	161,900円	172,500円	163,987 (172,200) 円
	高 校 卒	140,400円	140,400円	133,418 (140,100) 円
技能労務職	高 校 卒	125,400円	142,200円	－ 円
	中 学 卒	－ 円	129,500円	－ 円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (24年4月1日現在)

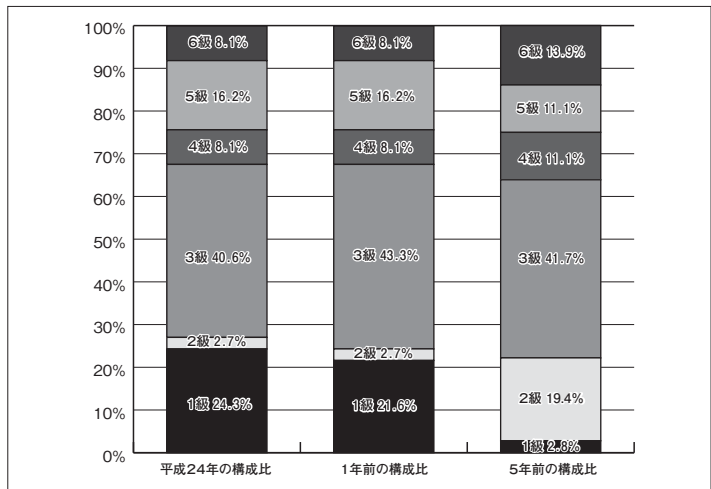
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	233,800円	284,900円	294,000円
	高 校 卒	－ 円	－ 円	294,500円
技能労務職	高 校 卒	－ 円	253,100円	－ 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (24年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	9 人	24.3%
2 級	主任主事	1 人	2.7%
3 級	主幹	15人	40.6%
4 級	主監・係長	3 人	8.1%
5 級	課長補佐・教育次長・議会事務局長	6 人	16.2%
6 級	課長・会計管理者	3 人	8.1%

(注) 1 北川村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況
未実施

(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。
(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

北 川 村	高 知 県	国
1人当たり平均支給額 (23年度) 1,080千円	1人当たり平均支給額 (23年度) 1,575千円	－
(23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.30月分 (1.4月分) (0.65月分)	(23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.30月分 (1.4月分) (0.65月分)	(23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45月分) (0.65月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)
一律支給

(2) 退職手当 (24年4月1日現在)

北 川 村			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(退職時特別昇給	なし	)	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		
1人当たり平均支給額	5,932千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 時間外勤務手当

支給実績 (23年度決算)	8,259千円
職員1人当たり平均支給年額 (23年度決算)	266千円
支給実績 (22年度決算)	5,242千円
職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)	146千円

(4) その他の手当 (24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 職員に配偶者がいない場合、そのうち1人について 11,000円 扶養親族のうち満15歳に達する日以後の年度初めから満22歳に達する日以後の年度末まで子1人につき 5,000円加算	同	—	4,789千円	199,537円
住居手当	1. 借家、借間居住者 ・家賃23,000円以下 家賃—12,000円 ・家賃23,000円以上55,000円未満 (家賃—23,000円) × 1/2 + 11,000円 ・家賃55,000円以上 支給限度額 27,000円 2. 単身赴任手当受給者で配偶者の借家、借間 1. の1/2 3. 単身赴任手当受給者で配偶者のない扶養手当支給対象の子の借家、借間 制度なし	同 同 異	国は3. 単身赴任手当受給者で配偶者のない扶養手当支給対象の子の借家借間は1. の1/2支給	1,911千円	212,333円
通勤手当	1. 交通機関の利用者 定期券等の価格による一括支給、最高限度額55,000円 2. 自動車等利用者 片道2km以上から60km以上までの細分化、最高支給限度額24,500円	同	—	862千円	47,911円
管理職手当	課長及び相当職に当たる職員 24,600円	同	—	1,180千円	295,200円
休日勤務手当	休日法による休日及び年末年始の休日等に勤務した時間1時間当たりの給与額 × 135/100	同	—	171千円	24,423円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居しやむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員 23,000円	同	—	— 千円	— 円

6 特別職の報酬等の状況 (23年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給料	村 長	698,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額
	副 村 長	607,000円	830,000円/495,000円 669,000円/421,500円
報酬	議 長	236,000円	310,000円/150,000円
	副 議 長	191,000円 163,000円	251,000円/119,000円 230,000円/100,000円
期末手当	村 長	(23年度支給割合) 2.60月分 加算措置 有	
	副 議 長	(23年度支給割合) 2.60月分 加算措置 有	
退職手当	村 長	(算定方式) 給料月額698,000円 × 500/100 × 任期4年	(支給時期) 任期ごと
	副 村 長	給料月額607,000円 × 300/100 × 任期4年	任期ごと

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

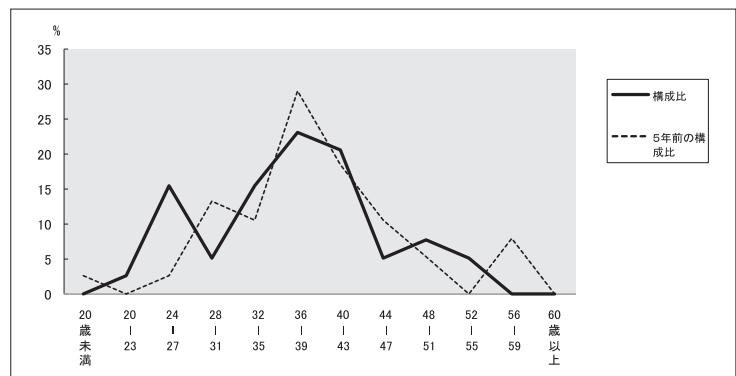
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部 門 区 分			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成23年	平成24年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	1	1	0	
		総 務	11	11	0	
		税 務	2	2	0	
		農林水産	7	7	0	
		商 工	0	0	0	
		土 木	1	1	0	
		民 生	9	9	0	
		衛 生	2	2	0	
	計	33	33	0	<参考>人口1,000人当たり職員数 23.02人 類似団体の人口1,000人当たり職員数 17.02人	
	教育部門	6	6	0		
	小 計	39	39	0	<参考>人口1,000人当たり職員数 27.21人 類似団体の人口1,000人当たり職員数 20.45人	
公営企業等 会計部門	そ の 他	1	1	0		
	小 計	1	1	0		
合 計			40 [48]	40 [48]	0 [0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (24年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	1人	6人	1人	7人	4人	10人	5人	3人	2人	0人	0人	39人

(3) 職員数の推移

部 門 年 度	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	32	33	32	33	33	33	1 (3.1%)
教 育	6	6	6	6	6	6	0 (0.0%)
公営企業等会計	1	1	1	1	1	1	0 (0.0%)
総合計	39	40	39	40	40	40	1 (2.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

8 福利厚生状況

(1) 健康診断の実施 (平成23年度)

健康診断受診者 4人

人間ドック受診者数 34人

(2) 互助会等

加入団体(財) 高知県市町村職員互助会 加入職員数 42人

年間互助会費 職員負担 845千円 村負担 845千円

主な事業としては人間ドックの助成・施設利用助成等を行っており、今年度は下記のとおりです。

人間ドック助成: 30歳以上の組合員 12,000円 30歳未満の組合員 6,000円

30歳以上の被扶養者 23,500円 30歳未満の組合員 21,500円

保養施設利用助成: 1泊 2,000円 (1件につき7泊限度)

2013 TOSAKURO 高知東海岸を走る ごめん・なはり線

第3回 フォトコンテスト

応募締切

平成25年7月19日(金) (必着)

平成14年7月1日に開通し、今年開業11年目を走り出した『ごめん・なはり線』は、南国市の「後免駅」から奈半利町の「奈半利駅」までの42.7kmを20駅で結んでいます。各駅には高知県出身のやなせたかし氏がデザインしたキャラクターがあり、『オープンデッキ車両』の運行や、『阪神タイガース応援列車』など全国的にも珍しい列車が走っており、生活路線のみならず観光路線として運行しています。小さなお子さまから年配のかたにまで愛される『ごめん・なはり線』、あなたにしか写せない一枚をぜひこの機会に!

テーマ：ごめん・なはり線沿線にて撮影された写真であること。

サイズ：ワイド4つ切り横(254×365) ※カラー・モノクロは不問。※パネル張りおよび合成加工は不可。

応募点数：30枚(30枚を超える応募があった場合、事前に当社で審査いたします。)

作品展示場所：ごめん・なはり線 安芸駅改札口前付近【展示期間：平成25年8月1日～9月30日まで(予定)】

応募規定：①応募作品は未発表作品に限ります。

②応募作品の裏面に下記の応募票に必要事項を記入の上、必ず添付して応募してください。

③応募作品の撮影期間は問いません。

④プリント出力した上で応募してください。入賞作品にはネガ・ポジ・またはデータを提出していただきます。

審査：ごめん・なはり線のお客さまの投票で決定します(展示期間中、安芸駅改札口付近にフォトコンテスト投票用紙・投票箱をご用意しております)。

表彰：最優秀賞 1点(賞状・副賞) 優秀賞 2点(賞状・副賞) 佳作 3点(賞状・副賞)

★応募者全員に参加賞があります

表彰式：平成25年10月『鉄道の日イベント内において』

その他：●応募作品は返却できませんのでご注意ください。

●応募作品の肖像権やプライバシーの侵害には十分ご注意ください。主催者では責任を負いかねます。(問題が発生した場合、責任・解決は応募者において解決してください。土佐くろしお鉄道は一切関与しません。)

●応募作品の著作権は主催者に帰属します。入賞作品は、主催者のホームページ、パンフレットなどの宣伝媒体に掲載する場合があります。

●入賞作品の掲載や作品展では展示作品すべてにおいて名前と都道府県・市町村名を掲示させていただきます。あらかじめご了承ください。

●応募にかかる費用は、応募者の負担となります。

●これらの条件に反した場合、入賞決定後でも事務局が不適当と判断した場合、入賞の取り消しまたは賞の返還を請求することがあります。

●当チラシは当社ホームページ(<http://www.tosakuro.co.jp>)よりダウンロードできます。

ごめん・なはり線フォトコンテスト応募票		(説明文)
(題名)		
(撮影日)	年	月
(撮影場所)		
(住所)		
(氏名)	(電話番号)	

お問い合わせ・お申し込み先

〒784-0010 高知県安芸市東浜300-4

土佐くろしお鉄道株式会社

☎ 0887-34-8805

お知らせ

司法書士なんでも法律相談(無料)

～これで安心♪ わたしの生活～

とき 6月22日(土) 午後1時～4時

ところ 北川村民会館2階

安芸郡北川村大字野友甲618番地

講演会 午後1時00分～2時30分(無料・予約不要)

『相続・遺言、成年後見制度について』

『悪質商法の被害に遭わないために』

相談会 午後1時00分～4時00分

個別相談(無料・予約不要)

※相談会は、講演会後も行っております。お時間のある方はぜひ、講演会からご参加ください!

次のようなことでお悩みの方、司法書士が解決へのお手伝いをいたします。

無料ですので、ぜひ、お気軽にご相談ください!(秘密は厳守いたします。)

◎父が亡くなったが、父名義の土地と建物をどうしたらいいかわからない…

◎自分が亡くなった後の、財産の処分をどうするか決めておきたい…

◎高齢の母が、悪質商法などで被害に遭わないか心配だ…

◎「布団を買いませんか」と何度も勧誘された… 等々

※ ご高齢の方など、事情により当日会場へお越しになることが困難な方については、北川村内に限り訪問相談も承ります。6月11日までにお電話でご予約ください。

詳細は下記へお問い合わせください(ご予約多数の場合はお申し込みをお受けできかねる場合がございます。お申し込み順に優先してお受けしますのでぜひお早めにお申し込みください)。

共催 高知県青年司法書士協議会・高知県立消費生活センター

お問い合わせ先

高知県青年司法書士協議会

和田 洋平 ☎088-879-2735

菊野 秀治 ☎0887-23-0360

北川村役場 総務課 ☎0887-32-1212



ご存じですか?平成25年度の間伐事業等の支援制度

施業を集約化し、搬出等をする場合の補助事業

■造林事業（国庫事業） 下表以外の作業種…再造林、鳥獣害防止施設、下刈、森林作業道等

区分	作業種	対象林齢	作業内容	事業規模	伐採率	補助要件等	補助率
森林環境保全直接支援事業	間伐	～60年生 ※標準伐期齢の2倍以下の林齢	不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積	0.1ha以上／施行地 ①森林経営計画に基づく場合 森林経営計画ごとに間伐・更新伐の施行地面積の合計が5ha以上で平均搬出材積が10m ³ 以上 ②森林施業計画または特定間伐等促進計画に基づく場合 集約化実施計画ごとに間伐・更新伐のそれぞれにおいて施行地面積の合計が5ha以上で平均搬出材積が10m ³ /ha以上	30%	下記の①、②のいずれかに該当していること。 ①森林経営計画の認定を受けた者。 ②森林施業計画の認定を受けた者、かつ集約化実施計画の対象森林。 ③特措法に基づく特定間伐促進計画の事業主体に位置付けられた者、かつ集約化実施計画の対象森林。 ・②については、H25年度に限る。 ・いずれも事前計画の提出が必要（森林作業道の計画を含む）。	68%
	更新伐	～90年生	不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積				
	除伐等	～25年生 (除伐A・B1) 林齢制限なし (除伐B2)	A: 下刈が終了後した人工林で行う、不用木の除去、不良木の淘汰 B1: 不良木の淘汰（初回間伐に限る。） B2: 育成しようとする樹木の胸高直径の平均が18cm未満の不良木の淘汰	0.1ha以上／施行地	A 規定無 B1・B2 30%	下記の①、②のいずれかに該当していること。 ①森林経営計画の認定を受けた者。 ②森林施業計画の認定を受けた者。 ③特措法に基づく特定間伐促進計画の事業主体に位置付けられた者。 ・②については、H25年度に限る。	
環境林整備事業	間伐	～60年生	不用木の除去、不良木の淘汰	0.1ha以上／施行地	30%	下記の①、②のいずれかに該当していること。 ①県・市町村（ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と締結した場合、または寄付や分収契約解除等により公有林化した森林で実施した場合に限る。） ②森林整備法人、森林組合、森林法施行令第11条に定める特定非営利活動法人等（ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施することを除くことし、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）	保安林または市町村森林整備計画に規定する公益的機能が高い森林（72%） その他（36%）

■森林整備加速化・林業再生事業（国庫事業） 下表以外の作業種…路網整備

作業種	対象林齢	作業内容	事業規模	伐採率	補助要件等	補助率
間伐	林齢制限なし	不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積	0.1ha以上／施行地 事業を実施する施行地面積の合計が0.1ha以上で平均搬出材積が20m ³ /ha以上	30%	県及び地域協議会の構成員のうち、下記の①、②の条件を満たしていること。 ①集約化実施計画の対象森林（事業主体は集約化実施計画を作成すること）。ただし、森林経営計画の認定を受けた者が、同計画の対象森林において事業実施する場合は、この限りでない。 ②森林経営計画を策定するよう努めること。	65%

自分で自分の山を手入れをする場合の補助事業

■緊急間伐総合支援事業（県事業） ●公益林保全整備事業【森林環境税】 下表以外の作業種…路網整備(1,000～3,000円/㎡) 申込先→森林組合

作業種	対象林齢	事業名	事業規模	伐採率	補助要件等	補助率
間伐	11～45年生	公益林保全整備事業（保育間伐）	0.1ha以上／施行地	30%	保安林または市町村森林整備計画に規定する公益的機能が高い森林で集約化が困難な森林	定額 90,000円/ha
	31～60年生	森林整備支援事業（搬出間伐）			国庫補助事業の対象とならない森林	定額 253,000円/ha

■自伐林家等支援事業（県事業） 下表以外の作業種…路網整備(500～1,500円/㎡)、小口素材搬入支援(2,000～6,000円/㎡) 申込先→森林組合

※小口素材搬入支援については、小数量で出せなかった間伐材を森林組合が森林所有者に代わって回収、販売、精算してくれます。

作業種	対象林齢	事業名	事業規模	伐採率	補助要件等	補助率
間伐	11年生～	森林整備支援事業（保育間伐）	0.1ha以上／施行地	30%	国庫補助事業の対象とならない森林	定額 80,000円/ha
	31～60年生	森林整備支援事業（搬出間伐）				定額 183,000円/ha

■みどりの環境整備支援交付金（県事業）【森林環境税】…造林事業への高上げ

作業種	対象林齢	補助要件等	補助率
除伐	11～25年生	除伐A：不用木の除去	定額 54,000円/ha
	11～35年生	除伐B1：不良木の淘汰（初回間伐）	定額 35,000円/ha
	11～35年生	除伐B2：不良木の淘汰（平均胸高直径18cm未満）	定額 35,000円/ha

再造林及びシカ被害防護施設に対する支援制度

■森林資源再生支援事業（県事業）…造林事業への高上げ

作業種	補助要件等	補助率
再造林	造林補助事業で採択された人工造林及び附帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備）とする。	22%以内 (造林補助率68%の場合は、合わせて90%となる。)
シカ被害防護施設	ただし、シカ被害防護施設については、再造林と一体的に実施するものとする。	

お問い合わせ先

高知県 林業振興・環境部 林業改革課（間伐担当） ☎ 088 - 821 - 4602

安芸林業事務所

☎ 0887 - 34 - 1181

中央東林業事務所

☎ 0887 - 53 - 0655

嶺北林業振興事務所

☎ 0887 - 82 - 0162

中央西林業事務所

☎ 088 - 893 - 3612

須崎林業事務所

☎ 0889 - 42 - 2371

幡多林業事務所

☎ 0880 - 35 - 5977

■もしくは、お近くの市町村、森林組合までお問い合わせください。

国民年金保険料は遅れずにきちんと納めましょう

1000 年・金・だ・より

国民年金は、老後やもしもの時にあなたの大きな支えとなります。保険料の納め忘れが続くと老後に年金を受け取ることができなくなるばかりか、納付が遅れることで障害年金や遺族年金を受け取れない場合があります。もしもの時に後悔することのないよう、保険料はきちんと納期内に納めましょう！（納期は翌月末で、2年経過すると時効により納められなくなります）

国民年金保険料の納付が困難なとき

国民年金には、保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。納付が困難だからといってそのままにせず、必ず市区役所・町村役場の国民年金窓口で手続きを行ってください。

納付が困難なときは	30歳未満の方は	学生の方は
保険料免除制度	若年者納付猶予制度	学生納付特例制度
経済的な理由などで、保険料を納めることが困難な時に利用できる制度で、申請が承認されると保険料納付の全額または一部（4分の3、2分の1、4分の1）が免除されます。保険料免除は、本人と配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下であれば承認されます。	本人が30歳未満であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額についての納付が猶予されます。納付猶予は本人と配偶者の前年所得が一定額以下であれば、世帯主の前年所得にかかわらず承認されます。	本人が学生であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額について納付が猶予されます。学生納付特例は、本人の前年の所得が一定額以下であれば、配偶者や世帯主の前年の所得にかかわらず承認されます。

★ 保険料免除などの承認された期間（多段階免除承認期間において一部納付がない期間は除かれます）は、老後に年金を受け取るための資格期間に含まれるだけでなく、万一の時に、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取る資格期間にも含まれます。

また、失業された方は、離職票や雇用保険受給資格者証等を添付すれば、前年の所得に関係なく免除される特例もありますので、必ずご相談ください。

歩行者のみなさん・自転車を利用されるみなさんへ

夜間外出する時は、自動車からは分かりにくい時があります。明るい服装で反射材やライトを活用して自分の存在をアピールしましょう。

※反射材のタスキと自転車用蛍光キャップを希望される方は役場総務課窓口へどうぞ

北川村交通安全村民会議

お知らせ

森林環境税について

個人県民税（均等割年額）1,500円には、森林環境税500円が含まれています。

森林環境税は、「森林環境の保全」のための事業や「県民参加の森づくり」を進めるための事業等に活用されます。

税に関するお問い合わせ先

高知県総務部税務課 ☎ 088 - 823 - 9308

使途に関するお問い合わせ先

高知県林業振興・環境部 林業環境政策課
☎ 088 - 821 - 4586

仕事と生活の調和

（ワーク・ライフ・バランス）の実現

仕事は、くらしを支え、生きがいや喜びをもたらします。同時に、子育てや介護、家庭や地域で過ごす時間、そして自分の時間を持つことも生活のうえでは欠かせませんし、これらの充実があつてこそ人生の生きがいや喜びが倍増するといえます。

しかし、仕事に追われ健康に支障をきたす人や、家事や育児、介護で時間的にも精神的にも余裕がなくなっている人が多く見られるのも現状です。

こうした中、一人ひとりが健康で、安心して、仕事と子育てや介護等を両立させることのできる環境づくりが大切なテーマとなっています。これが、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現です。

子育てや介護等は家族全員の協力が必要となるものです。多様なニーズに応じた社会支援の充実も必要ですが、家族で助け合える気持ちも大事にしましょう。

男女共同参画に関するお問い合わせ先

◎高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課

☎ 088 - 823 - 9651

◎こうち男女共同参画センター「ソーレ」

高知市旭町3丁目115番地

☎ 088 - 873 - 9100

ご存じですか！

パートタイム労働法 Q & A

Q：労働条件通知書に昇給・賞与・退職手当の有無の記載がないのですが…

A：パートタイム労働法では、労働条件通知書の中に昇給・賞与・退職手当の有無についても明示することが義務づけられています。

※パートタイム労働法についてのお問い合わせは高知労働局雇用均等室（☎ 088 - 885 - 6041）

保健だより

＋歯周病とは＋

歯周病は、歯の周囲の汚れ（プラーク）のなかに含まれる細菌の毒素で歯肉（歯ぐき）に炎症が起き、腫れや出血しやすくなり、歯を支える骨が溶けていく病気です。しかし、初期段階では自覚できるような症状は、なかなか出てきません。

しかし、次のような症状があったら、歯周病の可能性があります。気をつけましょう！

＋当てはまる方は歯周病に気をつけて！セルフチェックしてみましょう！＋

- ☐ 朝起きたときに、口の中がネバネバする。
- ☐ 歯みがきのときに出血する。
- ☐ 硬いものが噛みにくい。
- ☐ 口臭が気になる。
- ☐ 歯肉がときどき、はれる。
- ☐ 歯肉が下がって、歯と歯の間にすきまができてきた。
- ☐ 歯がグラグラする。



当てはまる方は、
一度、歯科医療機関で
検査を受けることをお勧めします。

また、次のような方には、歯周病が起こりやすいことが知られています。要注意！

- ☐ 45歳以上の方 ☐ 喫煙者 ☐ うまく歯みがきができていない方 ☐ 妊娠中 ☐ 糖尿病にかかっている方

＋歯周病の二大危険因子！＋

詳しくみてみましょう！

喫煙と歯周病

- ・タバコの煙の入り口となる消化器は口！
だから歯周への影響は大！！

歯周組織は、直接、タバコの煙の影響を受けることになります。一酸化炭素やニコチンなどによって、免疫や血液循環などに影響を及ぼし、歯周組織の抵抗性や治癒に悪影響を及ぼします。そのため、喫煙者は、歯周病が進行しやすいです。また、歯周病の治療をしても、その後の経過が不良になりやすいです。

- ・自分がタバコを吸っていなくても！

受動喫煙によっても、メラニン色素沈着や歯周病のリスクが高くなります。

例えば、親の喫煙によって、子どもの歯肉への悪影響も早期に高率に表れます。

糖尿病と歯周病

- ・糖尿病によって、歯周病が悪化しやすい！

糖尿病は、歯周病の発症・進行に影響を与えます。歯周炎は、歯肉の境目のポケットに入り込んで繁殖した細菌の感染による炎症性疾患です。その発症や進行には、からだの抵抗力が関係しています。

糖尿病になると、身体を守る機能の低下、血管壁の脆弱化、創傷治癒の遅延などが起こりやすくなります。

そのため糖尿病であると、歯周病になりやすく、歯周組織も急激に破壊されやすく、歯周炎が重症化していきやすいのです。

- ・歯周病によって、血糖値が上がりやすくなる！

歯周病関連の細菌から出される物質が、歯肉から血管内に入り込んで、身体に作用し、血糖値を下げる働きをもつホルモンであるインスリンを、作りにくくすることも分かっています。

つまり、歯周炎の存在によって、血糖値は上昇しやすく、糖尿病のコントロールをますます困難にし、同時に、歯周炎も進行していくという悪循環に陥りやすいのです。

＋歯周病の予防！＋

歯周病予防の基本は歯垢がつかないようにすることで、毎日のていねいな歯みがきや、歯科での定期的な歯石除去が有効です。

また、タバコも糖尿病も、歯周病を悪化させる重要な因子のひとつです。生活習慣の改善も歯周病予防につながります。



お知らせ

全日本アマ将棋名人戦高知県予選開催
安芸地区代表者決定戦（3人）

開催日 6月23日（日）

受付 8時30分～

開会 9時30分

開催場所 安芸市矢の丸3-12

安芸市民会館2F ☎ 35-3822

開催クラス A級（全国大会対象）有段者および希望者
B級 級位者

参加費 大人 1,500円、小中学生 1,000円（昼食付）

※各クラスの負者戦を行います。賞品あり。

※参加希望者は6月20日までに電話で申し込みをしてください（昼食用意のため）。

主催 高知新聞事業部、将棋連盟・高知県支部連合会

主管・問い合わせ先 将棋連盟・土佐安芸支部 荒井

☎ 0887-34-1718

携帯 ☎ 090-5147-2495



みどり保育園

PHOTO通信



起震車体験

5月10日(金)



人権相談所
開設の

ご案内

今回の開催日

日時 6月3日(月)
午前10時～午後3時
場所 北川村総合保健福祉
センター 相談室

行事予定表

事業	実施年月日	実施時間	実施場所・引き取り場所
乳児健診	6月12日(水)	4カ月、6・7カ月児 13:00～ 10カ月、12カ月児 13:15～	田野町保健センター
1歳6カ月健診	6月19日(水)	(受付)13:00～	田野町保健センター
胃がん検診	6月10日(月)	(受付)8:30～10:00	北川村保健センター
大腸がん検診(容器配布)	6月10日(月)	(受付)8:30～10:00	北川村保健センター
野友介護予防教室	6月6日(木)・13日(木)・20日(木)・27日(木)	10:00～	北川村保健センター
加茂介護予防教室	6月7日(金)・14日(金)・21日(金)・28日(金)	10:00～	北川村農業センター
久府付介護予防教室	6月5日(水)・12日(水)・19日(水)・26日(水)	10:00～	北川村農村婦人の家
柏木・崎山介護予防教室	6月6日(木)・13日(木)・20日(木)・27日(木)	13:30～	柏木交流センター
野川さくら会	6月5日(水)・12日(水)・19日(水)・26日(水)	9:30～	野川交流センター
長山せせらぎ会	6月4日(火)・11日(火)・18日(火)・25日(火)	9:30～	長山交流センター
宗ノ上介護予防教室	6月6日(木)・13日(木)・20日(木)・27日(木)	13:30～	宗ノ上集会所
中部けんこうクラブ	6月7日(金)・14日(金)・21日(金)・28日(金)	9:00～	小島集会所
小川ふれんど	6月13日(木)	10:30～	菅ノ上集会所
島バラ会	6月20日(木)	10:00～	北部集会所
親子ふれあい広場	毎週月・木曜日	9:00～16:00	北川村保健センター
ゆずみどり	毎週木曜日		北川村保健センター

平成25年7月1日は集合村税第1期の納期限です。お忘れなく！